

飲用井戸の衛生管理

飲用井戸を設置している場合には、水の衛生確保を図るため、次のとおり施設の管理及び井戸水の水質検査を行ってください。

1 飲用井戸の管理

- (1) 飲用井戸及びその周辺には、みだりに人畜が立ち入らないようにする。
- (2) 飲用井戸及びその周辺の清潔保持に努める。

2 飲用井戸の水質検査

- (1) 飲用井戸を使い始める前に水道法に準じた水質検査を行い、基準に適合していることを確認する。
- (2) 使い始めてからは、1年以内ごとに1回定期的に水質検査を行うようにする。なお、水質検査の依頼先がわからない場合には、最寄りの健康福祉センター（宇都宮市にあつては市保健所）に相談ください。

○水の色、濁り、臭気及び味に注意する。

○定期（年1回以上）に水質検査する。

・定期検査項目

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度

・その他の項目

地域の特性や周辺地域の状況によって、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどの有機溶剤、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）などの検査項目を追加してください。

※水に異常を感じたら、使用をやめて、臨時の水質検査を受ける。

飲用井戸の衛生管理・水質検査に関する問い合わせ先

問い合わせ先	住所及び電話番号	管轄する市町
県西健康福祉センター 生活衛生課	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1 電話：0289-64-3029	鹿沼市、日光市
県東健康福祉センター 生活衛生課	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 電話：0285-83-7220	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町

<p>県南健康福祉センター 生活衛生課</p>	<p>〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 電話：0287-22-4235</p>	<p>栃木市、小山市、下野市、 上三川町、壬生町、野木町</p>
<p>県北健康福祉センター 生活衛生課</p>	<p>〒324-8585 大田原市本町 2-2828-4 電話：0287-22-2364</p>	<p>大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、 塩谷町、高根沢町、那須町 那珂川町</p>
<p>安足健康福祉センター 生活衛生課</p>	<p>〒326-0032 足利市真砂町 1-1 電話：0284-41-5897</p>	<p>足利市、佐野市</p>
<p>宇都宮市保健所 生活衛生課</p>	<p>〒321-0974 宇都宮市竹林町 972 電話：028-626-1108</p>	<p>宇都宮市</p>